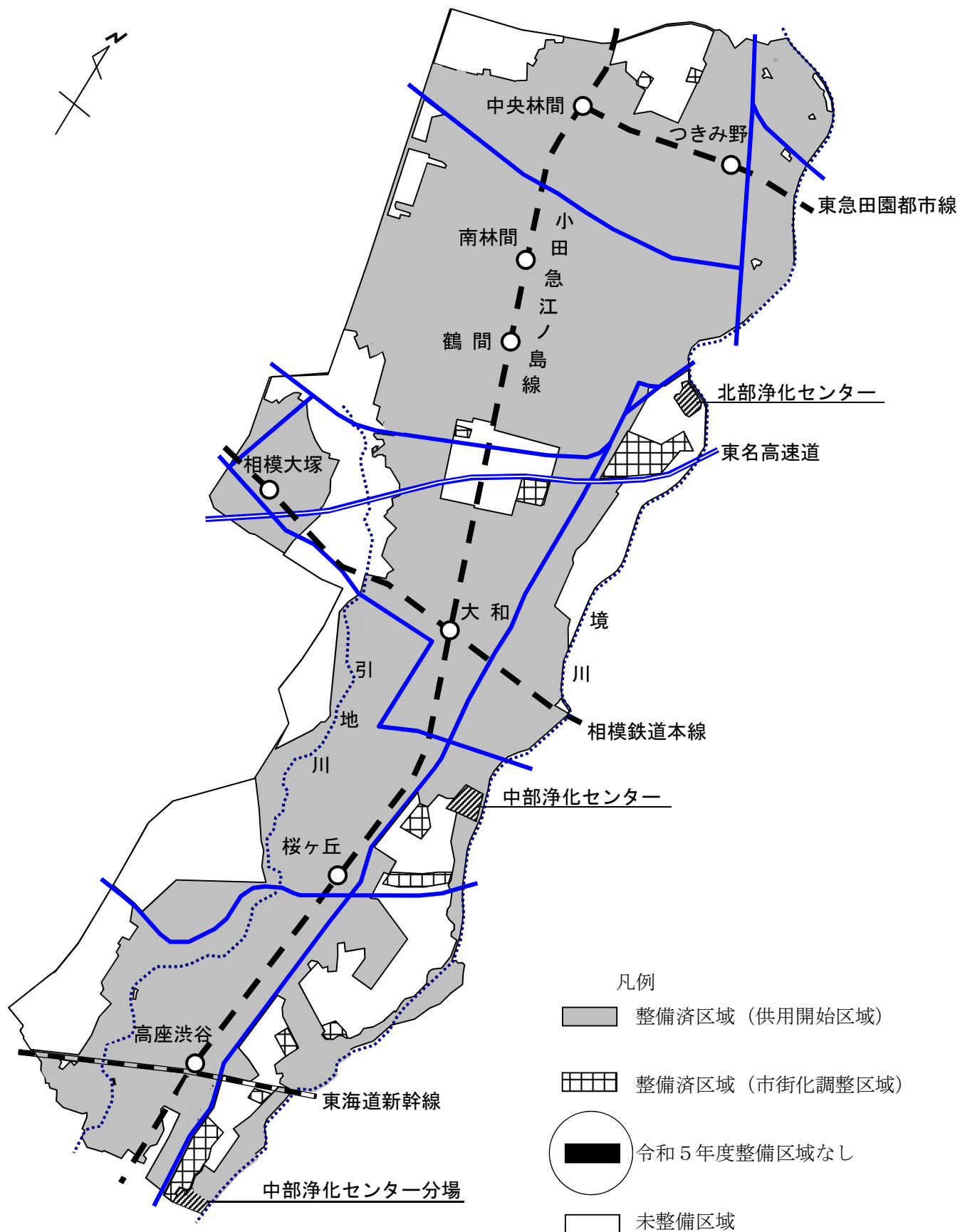


水質管理センター総合編

I 概要

1. 汚水整備状況図（令和5年度末）



2. 下水道整備概要

処 理 区	北 部 処 理 区	中 部 処 理 区
(1) 行政区域面積(ha)	2,709	
(2) 行政区域人口(人) ※1	244,980	
(3) 市街化区域面積(ha)	2,019	
(4) 水処理能力(m ³ /日最大)	44,000	59,000
(5) 焼却炉能力(t/日)	110	_____
(6) 処理場面積(m ²)	35,400	53,280
(7) 事業計画区域面積(ha)	614	1,411
(8) 総管渠延長(km)	200.7	519.9
管 渠 延 長 (汚 水)(km)	154.1	344.0
管 渠 延 長 (雨 水)(km)	46.6	112.3
管 渠 延 長 (合 流)(km)	_____	63.6
(9) 処理区域面積(ha)	592.75	1,364.93
(10) 処理区域内世帯数(世帯)	116,714	
(11) 処理区域内人口(人)	71,602	162,468
(12) 水洗化世帯数(世帯)	116,448	
(13) 水洗化人口(人)	71,493	162,035
(14) 普及率(11)/(2)(%)	95.5	

(令和5年度末)

※1 人口については平成24年度までは行政人口を使用、平成25年度からは住基人口を使用し算出している。

3. 下水処理費(北部・中部合計)

(千円)

維持管理費計			2,061,020
内訳	人件費		110,222
	電力費		326,566
	運転管理委託費		807,694
	汚泥処分費	直営	133,861
		委託	0
	修繕費	直営	480,204
		委託	41,423
	薬品費		100,324
	燃料費		103
	水質測定経費	直営	20,729
		委託	0
	その他	直営	39,894
		委託	0

(円/m³)

処理単価	81
------	----

注1:令和2年度より公営企業会計へ移行

注2:消費税及び地方消費税を含む

4. 処理場整備概要

年 度	整 備 内 容
昭和44年度	中部浄化センターA系供用開始(17,000m ³ /日)
昭和57年度	中部浄化センターB系供用開始(50,000m ³ /日)
昭和63年度	北部浄化センター供用開始(16,000m ³ /日)
平成3年度	中部浄化センター分場供用開始(1-1号幹線完成) 圧送能力(中部浄化センターへ圧送10m ³ /分×3台)
平成4年度	北部浄化センター汚泥焼却1号炉完成(50t/日) 北部浄化センター水処理施設増設(30,000m ³ /日)
平成8年度	北部浄化センター汚泥焼却2号炉完成(50t/日)
平成9年度	北部浄化センター水処理施設完成(44,000m ³ /日)
平成15年度	中部浄化センター新A系水処理施設完成(9,000m ³ /日)
平成17年度	中部浄化センター分場圧送1-2号幹線完成
平成17年度	北部浄化センター汚泥焼却1号炉改築更新(50t/日→60t/日)
平成19年度	中部浄化センター分場酸素発生機完成(28Nm ³ /時)
平成25年度	中部浄化センター雨水滯水池沈砂池棟完成

5. 流入下水量の内訳と有収水量

流入下水量(晴天時日平均)				有収水量 (m ³ /日)	有収率 (%)
家庭汚水量 (m ³ /日)	工場排水量 (m ³ /日)	地下水その他 (m ³ /日)	計 (m ³ /日)		
64,232	1,885	-1,587	64,530	66,117	102.5

注1: 本表は、中部・北部両処理区域合計のデータである。

地下水等水量は、庭への散水、蒸発、免除排水等が考えられた数値である。

6. 包括的民間委託概要

北部浄化センター、中部浄化センター及び中部浄化センター分場では、維持管理の効率化を図るために、施設の運転管理、ユーティリティの管理、建物管理等の付帯業務、軽微な補修業務等を民間事業者に委託する「包括的民間委託」を導入している。

(1) 北部浄化センター

供用開始	昭和63年12月～
第1期	平成23年10月～平成28年9月(5年)
第2期	平成28年10月～令和3年9月(5年)
第3期	令和3年10月～令和8年9月(5年)

(2) 中部浄化センター及び中部浄化センター分場

供用開始	昭和44年4月～(中部)、平成3年8月～(分場)
第1期	平成19年5月～平成22年3月(2年11か月)
第2期	平成22年4月～平成26年6月(4年3か月)
第3期	平成26年7月～令和元年6月(5年)
第4期	令和元年7月～令和5年9月(4年3か月)
繋ぎ (入札不調の為)	令和5年10月～令和5年12月(3か月)
第5期	令和6年1月～令和8年9月(2年9か月)

【参考】性能発注における包括的民間委託レベル

レベル1	民間事業者が施設を適切に運転し、「一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた委託
レベル2.5	レベル2に加え、1件当たりの金額が一定以下の修繕を含めた委託
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施を含めた委託

注1: 北部浄化センター、中部浄化センター及び中部浄化センター分場はレベル2.5を採用